

特定古物商の皆様へ

★警察庁ウェブサイトにて、お役立ち情報が掲載されています★

1 特定古物商ってなんですか？

「古物営業法第2条第1項の古物である貴金属等の売買の業務を行う古物商」及び「流質物である貴金属等の売却の業務を行う質屋」のことです。

犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項の規定により、特定事業者として、本人特定事項の確認義務、疑わしい取引の届出義務等が課せられています。

2 警察庁ウェブサイトのURL（リンク先）及び掲載内容

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/kobutsu/index.html>

- 宝石・貴金属等取扱事業者について
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律の解説等について
- 宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインについて
- 疑わしい取引の届出について
- 古物商及び質屋（宝石・貴金属等取扱事業者）における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）
- 疑わしい取引の届出に関する要請（タリバーン関係者等リストの改正等）について
- 国際テロリスト財産凍結法関係について

お問い合わせ先

香川県警察本部 生活安全部生活安全企画課 許可等事務管理室 ☎087-833-0110
最寄りの警察署 生活安全課又は生活安全刑事課